

金融所得課税の 沿革・現状・方向性

磯貝 拓邦

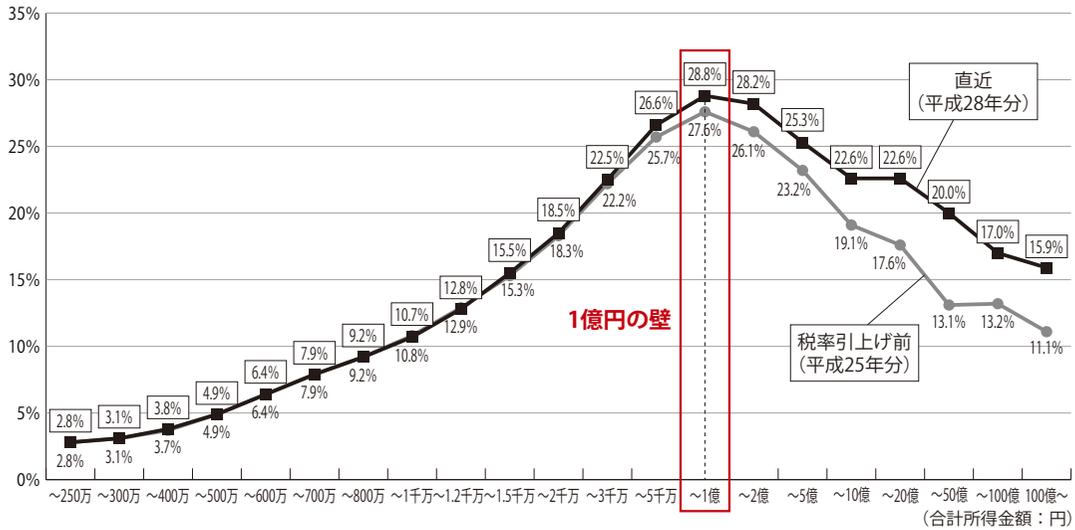
目次	次
1 はじめに..... 32	(5) NISAの創設と拡充（平成21年度改正以降）..... 41
2 金融所得課税の沿革..... 34	3 金融所得課税の現状と諸問題点..... 44
(1) シャープ勧告に基づく税制改正による譲渡所得の全額課税（昭和25年度）..... 34	(1) 金融所得課税の現状..... 44
(2) 有価証券の譲渡所得の非課税と有価証券取引税の創設（昭和28年度）... 35	(2) デリバティブ取引を損益通算の対象とする上での問題点..... 44
(3) 利子所得の非課税制度の廃止と有価証券の譲渡所得の原則課税（昭和62・63年度）..... 35	(3) 令和4年度税制改正大綱における金融所得課税への言及..... 45
(4) 申告分離課税への一本化と金融所得課税の一体化に向けた諸改正（平成11年度以降）..... 37	(4) 金融所得課税の一体化の推進と垂直的公平性..... 45
	4 今後の方向性..... 46
	(1) 一般投資家による投資促進の流れ..... 46
	(2) 富裕層に対する金融所得課税に関する強化の流れ..... 47
	5 むすびに..... 50

1 はじめに

令和3年9月に行われた自民党総裁選に出馬した岸田文雄氏が、成長の果実の分配や国民の一体感を取り戻し、中間層を復活

させるための政策として、申告納税者の所得税負担率が申告所得1億円を境に減少に転じている状況を改善すべく「1億円の壁の打破」を掲げたことにより、金融所得課税の見直しが注目を集めることとなった。

図表1 申告納税者の所得税負担率



(備考) 各年分の国税庁「申告所得税標準調査（税務統計から見た申告所得税の実態）」より作成。

(注) 所得金額があっても申告納税額のない者（例えば還付申告書を提出した者）は含まれていない。

また、源泉分離課税の利子所得、申告不要を選択した配当所得及び源泉徴収口座で処理された株式等譲渡所得で申告不要を選択したものも含まれていない。

(出典) 第19回税制調査会 財務省作成資料（2018年10月23日）に一部加筆

しかし、岸田内閣発足後の株価低迷により、発足して6日後には民放の討論番組で「当面は金融所得課税に触ることは考えていない」と発言し軌道修正を図ることとなった。その後公表された令和4年度税制改正における金融所得課税の改正が小口にとどまったことは序論でも触れられたとおりである。

金融所得課税の見直しが注目を集めた背景には、コロナ禍への対応として景気支援のための大規模な財政出動が長期間行われた結果、急激に財政が悪化しており、財政健全化のための増税議論が不可避であることがある。また、各国中央銀行が実施した金融緩和策の結果、金融資産を大幅に増加させた富裕層に対し、税負担の増加を求める議論が世界的にも行われており、金融所

得課税の見直しに関する議論が更に活発に行われることが予想される。

このため、本稿においては、我が国における金融所得課税の改正の沿革につき、戦後から現在までを、株式等の譲渡所得課税に関する主要な改正を軸に5つの期間に分け、それぞれの改正が行われた背景と改正内容を振り返ることとする。その上で、金融所得課税の現状と問題点については、過去の税制調査会による議論に触れ、主要な論点について整理する。また、今後の方向性については、一般投資家による投資促進と富裕層に対する課税強化の流れという観点から考察することとし、後者については過去の改正による富裕層への課税強化とそれらの改正への富裕層による対応の変遷を概観する。

2 金融所得課税の沿革

(1) シャープ勧告に基づく税制改正による譲渡所得の全額課税（昭和25年度）*1

イ 改正が行われた背景

終戦直後の昭和21年には、現物の有価証券の譲渡による所得は課税の対象でなく、株式の差金決済による清算取引所得についてのみ、決済ごとに免税点を越えた分に対して超過累進税率（10～40%）で課税されていた。翌22年には、所得税が累進税率（20～75%）での総合課税に改められ、株式については譲渡所得の2分の1が課税対象とされた。なお、公社債の譲渡所得は課税対象ではなかった。

昭和24年9月15日に発表されたシャープ勧告では、譲渡所得とその他の所得に実質的な経済上の差異が存在しないことを理由に、インフレによるものを除き譲渡所得は全額を課税標準に算入し、譲渡損失は全額他の所得から控除すべきとされ、損益の基準となる取得価額は、財産税評価額又はその後の取得価額に一定の物価指数を乗じたものとされた。

ロ 改正の概要

シャープ勧告を受け、昭和25年度の改正では、譲渡所得課税に関する改正が行われた。金融所得課税に関する主な改正は、以下のとおりである。なお、所得税の補完税として財産税である富裕税*2が導入されたが、高額所得者の資産申告制度や株式の

強制登録制度といった税務執行を行う上で必要な措置の導入は見送り又は骨抜きとなった。

a 株式等の譲渡所得の課税方式見直し
半額課税方式を廃止し、全額課税方式に改められた。譲渡損失は他の所得と通算されることとなった。

b 配当所得に対する源泉徴収制度の廃止と税額控除の拡大*3

配当所得に対して行われていた20%の源泉徴収が廃止された。また、配当所得を全額所得に算入して算出した所得税額から控除する金額は配当所得の15%から25%に拡大された。

c 利子所得に関する源泉分離選択課税の廃止

銀行預金の利子等に対する60%の源泉分離選択課税を廃止し、すべて総合課税とすることとなった。

d 相続、贈与等による無償譲渡時のみなし譲渡課税

相続、贈与等による移転についても、原則として譲渡されたものとみなして、相続税、贈与税とともに、その譲渡所得にも課税されることとなった*4。

e 有価証券移転税の廃止

昭和12年の税制改正において、不動産の移転に対する登録免許税に相当する流通税として導入された有価証券移転税は廃止された。

*1 参考文献 塩崎潤『有価証券市場と有価証券税制』（今日社1990年）、高木勝一『日本所得税発達史』（ぎょうせい2007年）

*2 純財産額が500万円超の富裕者に対して課される0.5%～3%の累進税。

*3 配当所得の源泉徴収制度は昭和27年に復活し、配当控除は廃止された。

*4 昭和27年には、相続については相続人以外の者に対する遺贈又は贈与による移転のみ課税対象とされ、相続人に対する相続はみなし譲渡の対象から除外された。

(2) 有価証券の譲渡所得の非課税と有価証券取引税の創設（昭和28年度）^{*5}

イ 改正が行われた背景

昭和25年に始まった朝鮮戦争による戦争特需により、経済は回復の兆しをみせていたものの敗戦による生産設備の消失等の後遺症は大きく、近代設備への投資を通じた産業成長を可能とするために資本の蓄積が求められていた。

ロ 改正の概要

昭和26年にサンフランシスコ講和条約を締結し、翌年に日本の主権が回復すると、シャープ勧告に基づき導入された税制のうち、日本の実状に合わないものの廃止を含む大幅な見直しが行われることとなった。金融所得課税に関して行われた主な改正は、以下のとおりである。なお、財産調査の負担に比べ税収が限定的であった富裕税については廃止され、これに伴い所得税の最高税率は55%から65%に引き上げられた。

a 有価証券の譲渡所得の非課税

有価証券の譲渡所得課税については、制度導入時に所得を把握するための措置の導入が伴わず、譲渡所得の捕捉困難という税務執行上の問題があったことや、企業への直接投資を促進するために廃止されることとなった。

b 預貯金利子等に対する源泉分離選択課税から源泉分離課税へ

利子所得に関する源泉分離選択課税が昭和26年に税率50%で復活し、その税率

が40%に引き下げられる予定であったが、国会による修正により2年間の暫定措置として10%源泉分離課税に制度が改められた。

c 有価証券取引税の創設

有価証券の譲渡所得課税が廃止されたため、有価証券の移転に対する流通税として創設され、概ね旧有価証券移転税にならうものとされた。納税義務者は売渡人で税率は株式について譲渡価額の0.2%とされた。

d 特別減税国債を購入した場合における租税の軽減

個人が特別減税国債を購入した場合、所得税の20%を上限に購入額の4分の1に相当する所得税額を軽減することとした。

(3) 利子所得の非課税制度の廃止と有価証券の譲渡所得の原則課税（昭和62・63年度）^{*6}

イ 改正が行われた背景

昭和30年代及び40年代には、利子課税や配当課税に関する改正が数年ごとに行われたが、株式譲渡所得に関する改正は行われなかった。

昭和50年代に入ると、石油危機や円高により高度経済成長が終焉を迎える一方で、年金給付の大幅な引上げなど社会保障関連費が急増し、財政再建が課題となった。しかし、有価証券譲渡益については総合課税

^{*5} 参考文献 前出*1の他に山下壽文「シャープ勧告と税制改革」(佐賀大学経済論集第47巻第5号2015年)、石弘光・田近栄治「昭和財政史-昭和27~48年度」第6巻「租税」(東洋経済新報社1990年)

^{*6} 参考文献 田近栄治・山重慎二「昭和財政史-昭和49~63年度」第4巻「租税」(東洋経済新報社2003年)

の対象とすることが望ましいとされながらも取引を把握する体制整備が必要^{*7}として原則非課税の抜本的な見直しは行われなかった。

昭和54年に導入を図った「一般消費税」が国民の反対で頓挫すると、既存税目の増税が行われたが、経済界からの反発を受け、昭和50年代後半は「増税なき財政再建」のスローガンのもと歳出削減を中心とした行財政改革が進められることとなった。この間、抜本的な税制改正が行われず中間層の不満が高まったこともあり、昭和60年代に入ると不公平税制の是正を目指した抜本的税制改正が行われることとなる。

昭和62年度の税制改正に関する答申では、個人貯蓄の6割が非課税制度の適用を受け、多額の利子が課税ベースから外れている状況にあり、所得種類間の税負担の不公平をもたらしていることや、高額所得者ほどより受益をしている状況などを踏まえ、適用対象を限定する非課税制度の改組が提言され、利子・配当課税の抜本改正が行われた。

また昭和63年4月の税制調査会では、「最近の証券市場の活況等を反映し、現行の有価証券譲渡益の原則非課税制度が不公平な税制の象徴として取り上げられ、その是正を求める声が極めて強い」と言及されており、制度改正に向けた検討^{*8}が重ねられた結果、35年を経て原則課税とする大

幅な改正が行われることとなった。

□ 昭和62年度改正の概要

a 少額貯蓄非課税制度及び郵便貯金非課税制度の廃止

少額貯蓄非課税制度及び郵便貯金非課税制度が廃止され、老人、母子家庭、障害者等に対する非課税限度額を300万円^{*9}とする利子非課税制度に改められた。

b 源泉分離課税

公債の利子非課税制度が廃止され、一般の利子等については20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉分離課税とされた。

ハ 昭和63年度改正の概要

a 申告分離課税

居住者又は恒久的施設を有する非居住者が行う確定申告において株式・転換社債等の譲渡所得は、分離課税とし、所得税20%、住民税は6%の税率が適用された。

b 源泉分離選択課税

上場株式等を証券業者に譲渡すること、又は証券業者に委託して譲渡することによる所得については、納税者の選択により申告分離課税に代えて20%の税率による源泉分離課税とすることができ、譲渡代金の5%相当^{*10}を株式等の譲渡所得とみなすこととされた（みなし譲渡利益

^{*7} 税制調査会の昭和52年10月の中期答申では、「有価証券譲渡益についても総合課税の対象とすることが望ましいが、有価証券取引を把握する体制が十分整備されないまま総合課税に移行する場合には、新しい不公平を招くおそれがあるので、段階的に課税の強化を図っていくのが適当である」と述べられている。

^{*8} 具体的な課税方式としては以下の4つの方式が検討された。①総合課税方式②申告分離課税方式③源泉分離課税方式④源泉分離選択課税方式。このうち、総合課税方式については、有価証券取引を把握する体制を整備しないままに制度を採用する場合には実質的な公平性の確保で問題があること、また総合課税に移行することによって高所得者は急激な税負担の増加を強いられることとなり、証券市場に大きな影響を及ぼすと考えられることなどの問題があるとされた。

^{*9} 平成5年度税制改正にて非課税限度額は350万円に引き上げられた。

^{*10} 転換社債等は2.5%、差金決済が行われる信用取引の所得は差金相当額とされた。なお、平成8年度の税制改正で5%から5.25%に引き上げる改正がなされた。

率)。このため、源泉分離課税を選択した場合には、譲渡代金の1%の課税となった。

なお、公開に伴う株式譲渡益に対する課税については、公開前に取得した株式を公開後1年以内に譲渡する場合には、源泉分離課税の選択を認めず申告分離課税の対象とすることとし、上場等の日における所有期間が3年以下の場合には譲渡益の全額に対して課税するのに対し、3年を超える場合には譲渡益の2分の1に対して課税することとし、創業者利益への課税に対し一定の配慮がなされた。

c 公社債の譲渡所得は従来通り非課税

公社債の譲渡益については、公社債の利子が一律源泉分離課税の対象とされていることや、公社債の譲渡により得られる譲渡益については将来予想される利子に付随する所得税相当額を譲渡者が実質的に負担していると考えられることなどを考慮して従来通り非課税とされた。

(4) 申告分離課税への一本化と金融所得課税の一体化に向けた諸改正（平成11年度以降）

イ 改正が行われた背景

平成9・10年には、消費税の引上げや金融機関の「貸し渋り」や「貸しはがし」による中小企業の倒産が増えるなど経済の低迷が深刻化し、緊急経済対策が政府から出されることとなった。これを受けた平成11年度税制改正では、所得税や法人税の最高税率引下げをはじめ史上最大規模の減税が行われたが、有価証券取引税や取引所税も廃止されることとなった。有価証券取引税の廃止を受け、源泉分離選択課税について

も見直しが図られることとなった。

平成13年に入ると、昭和40年代以降、個人投資家の株式離れが進む一方で、事業会社や金融機関による株式持合いが拡大したことが、バブル崩壊後の長い市場低迷を招くことになったとの反省から、個人投資家による市場参加の重要性が認識されるようになり、「貯蓄から投資へ」資金シフトを促す税制を含めた制度検討が行われるようになった。

更に平成15年6月に出された税制調査会の中間答申「少子・高齢社会における税制のあり方」では、少子高齢化の進展により貯蓄率が低下傾向にある中、金融資産の効率的活用が経済活力維持の鍵だとされ、金融所得課税をできるだけ一体化することを目指すべきとの方向性が示された。これを受け、税制調査会金融小委員会において、貯蓄を中心に資産運用を行っていた一般の個人が投資を行いやすくなる環境整備に関する検討が行われ、平成16年6月に「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」として公表されることとなるが、その後の改正はここで示された考え方に沿って行われている。

ロ 平成11年度改正の概要

a 有価証券取引税の廃止

有価証券の譲渡が行われた場合に、譲渡益の有無にかかわらず課されていたが、平成11年3月31日をもって廃止された。

b 上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税制度の廃止

上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税制度については、平成13年3月31日まで適用する経過措置を講じた上、廃止することとされたが、平成13年度改

正で平成15年3月31日まで延長した上で廃止することとされた。

ハ 平成13年度改正の概要

a 上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税制度の廃止の2年延期

平成11年度改正において設けられた経過措置の適用期限と源泉分離課税のみなし譲渡利益率を5.25%とする特例措置の期限が2年延長された。

b 【6月改正】長期保有株式に係る少額譲渡益非課税制度（100万円特別控除）の創設

1年超保有する上場株式等を平成13年10月1日から平成15年3月31日までの間に譲渡し、申告分離を選択し確定申告する場合、譲渡所得から100万円が控除されることとなった。

c 【11月改正】申告分離課税への一本化前倒しと税率引下げ及び譲渡損失の繰越控除制度の創設

上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税制度の廃止時期を平成14年12月31日に前倒した。これに合わせて平成15年1月1日以後に上場株式等を譲渡した場合の税率を26%（所得税20%、住民税6%）から20%（所得税15%、住民税5%）に引き下げるとともに、上場株式等の譲渡により生じた損失について繰越控除制度が導入された。

d 【11月改正】長期保有株式に係る特例

平成15年から平成17年までの間に1年超保有する上場株式等を譲渡した場合の税率を10%（所得税7%、住民税3%）とし、また100万円特別控除制度の適用期限を平成17年12月31日まで延長した。なお、これらの改正は平成15年度税制改

正で廃止された。

e 【11月改正】緊急投資優遇措置の創設

平成13年11月30日から平成14年12月31日までの間に購入した上場株式等を、平成17年から平成19年までの間に譲渡した場合、その購入額1,000万円までの部分に対応する譲渡益は非課税とされた。

二 平成14年度改正の概要

a 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算及び申告不要の特例制度の創設

平成15年1月1日より特定口座内の上場株式等の譲渡に対する所得計算及び申告不要の特例が創設された。これにより、上場株式等の譲渡による所得については、申告分離と源泉徴収のみ（申告不要制度）を選択できるようになった。

b 老人等の少額貯蓄非課税制度の障害者等に対する少額貯蓄非課税制度への改組

老人等の郵便貯金の利子所得の非課税制度、老人等の少額預金の利子所得等の非課税制度及び老人等の少額公債の利子の非課税制度については、平成18年1月1日より、同制度の適用対象者とされている身体障害者手帳の交付を受けている者、遺族基礎年金受給者である被保険者の妻、寡婦年金受給者等に対する少額貯蓄非課税制度に改組されることとなった。

ホ 平成15年度改正の概要

a 配当課税の見直し

上場株式等の配当等に対する源泉徴収税率の特例が創設され、平成15年4月1日以後に支払を受ける大口株主（発行済株式等の総数等に占める割合が5%以上の株主）以外の上場株式等の配当等について源泉徴収税率が20%（所得税15%、

住民税5%)になった。また、平成15年4月1日以後5年間に支払を受ける上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率については、10%^{*11}の優遇税率が適用されることとなった。なお、この軽減税率の特例は、平成19年度改正、平成21年度改正、平成23年度改正の3度に亘り適用期限が延長され平成25年12月31日末まで延長された。

また、配当所得に係る申告不要の特例の適用上限額が撤廃され、配当所得の35%源泉分離選択課税の特例は廃止された。これにより、上場株式等の配当に関しては源泉徴収後、確定申告により総合課税とするか、申告をせず源泉徴収のいずれかを選択することとなった。

b 上場株式等に係る譲渡所得等に関する優遇措置の見直し

平成15年1月1日以後5年間に上場株式等を譲渡した場合、10%（所得税7%、住民税3%）の優遇税率が適用されることとなり、長期保有上場株式等に対する暫定税率及び100万円特別控除の特例が廃止された。なお、この軽減税率の特例は、平成19年度改正、平成21年度改正、平成23年度改正の3度に亘り適用期限が延長され平成25年12月31日末まで延長された。

c 自己で保管する上場株式等の源泉徴収口座等への受入れ措置

平成15年4月1日から平成16年12月31日までの間に限り^{*12}、一定の要件の下で、

源泉徴収口座又は源泉徴収口座以外の特定口座に、自己で保管している上場株式等、いわゆるタンス株を、実際の取得価額又は平成13年10月1日の終値の80%相当額^{*13}で受け入れることができるとされた。

へ 平成16年度改正の概要

a 非上場株式に係る税率の引下げ

平成16年1月1日以後に、非上場株式を譲渡した場合に譲渡所得に適用される税率が26%（所得税20%、住民税6%）から20%（所得税15%、住民税5%）に引き下げられた。

b 公募株式投資信託の譲渡所得に係る税率の引下げ

公募株式投資信託については、平成15年12月31日までの譲渡益が非課税、平成16年1月1日以後は非上場株式と同様26%（所得税20%、住民税6%）の税率が課されたが、その後非上場株式同様20%（所得税15%、住民税5%）に引き下げられた。更に平成19年12月31日までは10%（所得税7%、住民税3%）の優遇税制が適用され、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の対象とされた。

ト 平成20年度改正の概要

・上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との間の損益通算の特例の創設

その年に生じた上場株式等の譲渡損失や3年以内に生じた譲渡損失がある場合、申告分離課税を選択する上場株式等の配当に限り配当所得の金額から損失の金額

^{*11} 平成15年4月1日から同年12月31日までは所得税10%、住民税非課税。以降は所得税7%、住民税3%。

^{*12} 平成17年度改正により、いわゆるタンス株の特定口座への組入れが、実際の取得価額に限定した上で、平成17年4月1日から平成21年5月31日の期間で可能となった。

^{*13} 平成13年9月30日以前に取得した上場株式等を特定口座外で売却し、確定申告する際に、平成13年10月1日の終値の80%相当額を取得費とみなすことができる特例については、平成22年12月31日に廃止された。

を控除することができることとなった。

チ 平成23年度改正の概要

・大口株主の要件の見直し

上場株式等の配当に係る特例について、発行済株式等の総数等に占める割合が5%以上の大口株主は適用対象外とされていたが、この大口株主の要件である発行済株式等の総数等に占める割合が5%から3%に引き下げられた。

リ 平成25年度改正の概要

a 公社債等にかかる課税の見直し

公社債等については、特定公社債等とそれ以外の一般公社債等に区分されることとなった。特定公社債は、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債などの一定の公社債とされたが、同族会社が発行した社債については平成27年12月31日以前に発行されたものであっても特定公社債から除外された。

b 特定公社債等の利子所得等の課税方式等

特定公社債等の利子等については、20%（所得税15%、住民税5%）の源泉分離課税の対象から除外した上で、平成28年1月1日以後に居住者等が受け取る利子等については、20%（所得税15%、住民税5%）の申告分離課税の対象とされた。なお、源泉徴収が行われたものについては、申告不要を選択できることとされた。

c 特定公社債等の譲渡所得等の課税方式

特定公社債等の譲渡所得等については、非課税の対象から除外した上で、平成28年1月1日以後に特定公社債等を譲渡した場合における当該特定公社債等の譲渡

による譲渡所得等が、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による申告分離課税の対象とされた。また、特定公社債等の償還又は一部解約等により支払を受ける金額については、これらを特定公社債等の譲渡所得等に係る収入金額とみなすことにより、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による申告分離課税の対象とするとともに、損失が生じた場合には他の特定公社債等の譲渡所得等と損益通算が可能とされた。

d 上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算並びに繰越控除の特例の拡充

特定公社債等の譲渡損失及び利子所得等について、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得等との損益通算が可能とされた。また、平成28年1月1日以後に特定公社債等の譲渡等により生じた損失のうち、その年に損益通算をしても控除しきれない金額については、翌年以後3年間に亘り繰越が可能とされた。

e 一般公社債等の利子所得等の課税方式

一般公社債等の利子等については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率での源泉分離課税が維持された。ただし、同族会社が発行した社債の利子で、その同族会社の役員等が支払を受けるものは総合課税の対象とされた。

f 一般公社債等の譲渡所得等の課税方式

一般公社債等の譲渡所得等については、非課税の対象から除外した上で、平成28年1月1日以後に一般公社債等を譲渡した場合における当該一般公社債等の譲渡による譲渡所得等については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による申

告分離課税の対象とされた。また、一般公社債等の償還又は一部解約等により支払を受ける金額については、これらを一般公社債等の譲渡所得等に係る収入金額とみなすことにより、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による申告分離課税の対象とされた。ただし、同族会社が発行した社債の償還金でその同族会社の役員等が支払を受けるものは総合課税の対象とされた。

g 株式等に係る譲渡所得等の分離課税の改組

株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度とした上で、特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税と、一般公社債等及び非上場株式に係る譲渡所得等の分離課税に改組された。

(5) NISAの創設と拡充（平成21年度改正以降）

イ 制度が導入された背景

平成15年度税制改正により時限措置として導入された株式等の譲渡所得及び配当所得の10%の軽減税率が廃止され本則税率が実現する際の激変緩和措置として、また「貯蓄から投資へ」の流れを促進する観点から平成21年度改正以降、上場株式等の投資のための非課税措置の創設に関する議論が盛んに行われることとなる。その後軽減税率の延長が繰り返されたことに伴い、制度の導入は軽減税率が廃止された平成26年となった。この間、2度の政権交代が行われ、新規投資期間や非課税投資期間についての変更がなされたが、これらの導入に至

る過程の中で、個人の資産形成を支援・促進し、家計からの成長マネーの供給拡大を図るためのものとして位置づけられることとなった。

ロ 制度導入までの主な改正経緯

a 平成21年度改正での非課税措置（一般NISA）の創設時

非課税措置の対象は上場株式等で、非課税口座の開設可能期間は5年間、1年間に投資できる上限金額は100万円とされた。また、配当や譲渡所得が非課税とされる期間は10年間とされた。このため、投資可能な累計額は500万円であった。

b 平成22年度改正

非課税口座の開設可能な期間が5年間から3年間に短縮された。このため、投資可能な累計額は300万円に減少した。

c 平成23年度改正

軽減税率の延長に伴い、制度の開始時期が平成24年1月1日から平成26年1月1日に延期された。

d 平成25年度改正

非課税口座の開設可能期間が3年間から10年間に長期化された一方、配当や譲渡所得が非課税とされる期間は5年間とされた。このため、投資可能な累計額は創設時と同じ500万円となった。

ハ 制度導入後の主な改正

a 平成27年度改正による年間投資可能金額の拡大とジュニアNISAの創設

平成28年分以後については、年間投資可能金額が100万円から120万円に引き上げられた。また平成28年1月より、未成年者を対象とした少額投資非課税制度（ジュニアNISA）が創設されることとなった。なお、口座開設可能期間は8年間

とされ、1年間に投資できる上限金額は80万円とされた。また、配当や譲渡所得が非課税とされる期間は5年間とされた。

b 平成29年度改正によるつみたてNISAの創設

特に少額からの長期・積立・分散投資を支援するための非課税制度としてつみたてNISAが導入された。非課税口座の開設可能な期間は平成30年から平成49年までの20年間、配当や譲渡所得が非課税とされる期間は20年間にと長期化する一方、年間投資可能金額は40万円に抑えられている。また、つみたてNISAの対象品等は、手数料が低水準であるなど、長期・積立・分散投資に適した公募株式投

資信託と上場投資信託（ETF）に限定されている。

c 令和2年度税制改正によるNISA制度の見直し

家計の安定的な資産形成を促進する観点からNISA制度全体の見直しがされた。一般NISAについては、令和6年以降、積み立てを行う場合に別枠の非課税投資を可能とする2階建ての制度に見直した上で、口座開設可能期間が令和10年まで5年間延長される。つみたてNISAも同様に令和24年まで5年間延長される。なお、ジュニアNISAについては延長せず新規の口座開設は令和5年末までとなる。

図表2 戦後の金融所得課税の沿革

	利子課税	配当課税	株式譲渡益課税
昭和22年度	・総合課税 ・源泉分離選択可（60%） ・少額貯蓄非課税制度	・総合課税	・総合課税
昭和23年度		・配当控除制度の創設	
昭和25年度	・源泉分離選択課税の廃止		
昭和26年度	・源泉分離選択課税の復活（50%）		
昭和28年度	・源泉分離課税化（10%）		・原則非課税（回数多、売買株式数大、事業類似は総合課税）
昭和30年度	・非課税		
昭和32年度	・短期（1年未満）のみ源泉分離課税化（10%）		
昭和34年度	・長期も含め源泉分離課税化（10%）		
昭和38年度	・源泉分離課税の税率引下げ（10%⇒5%）		
昭和40年度	・源泉分離課税の税率引上げ（5%⇒10%）	・源泉分離選択課税の創設（15%） ・申告不要制度の創設（10%）	

昭和42年度	・源泉分離課税の税率引上げ (10%⇒15%)	・源泉分離選択課税の税率引上げ (15%⇒20%) ・申告不要の税率引上げ (10%⇒15%)	
昭和46年度	・総合課税化 源泉分離課税選択可 (20%)		
昭和48年度	・源泉分離選択課税の税率引上げ (20%⇒25%)	・源泉分離選択課税の税率引上げ (20%⇒25%)	
昭和49年度		・申告不要の要件の緩和	
昭和51年度	・源泉分離選択課税の税率引上げ (25%⇒30%)	・源泉分離選択課税の税率引上げ (25%⇒30%)	
昭和53年度	・源泉分離選択課税の税率引上げ (30%⇒35%)	・源泉分離選択課税の税率引上げ (30%⇒35%) ・申告不要の税率引上げ (15%⇒20%)	
昭和63年度	・源泉分離課税化 (20%)		
平成元年度			・原則課税化 (以下のいずれか) ・申告分離課税 (26%) ・源泉分離選択課税 (20%)
平成13年度			・1年超保有上場株式等の100万円特別控除の創設 ・緊急投資優遇措置の創設
平成14年度	・障害者等少額貯蓄非課税制度に改組		・特定口座制度の創設
平成15年度		・源泉分離選択課税の廃止 ・上場株式等 (大口以外) の申告不要の適用上限額の撤廃 ・上場株式等 (大口以外) に係る軽減税率 (10%)	・申告分離課税への一本化 ・上場株式等に係る税率引下げ (26%⇒20%) ・上場株式等に係る軽減税率 (20%⇒10%) ・上場株式等の譲渡損失の繰越控除制度の創設
平成16年度			・非上場株式に係る税率引下げ (26%⇒20%)
平成19年度		・上場株式等 (大口以外) に係る軽減税率 (10%) の1年延長	・上場株式等に係る軽減税率 (10%) の1年延長
平成20年度		・上場株式等 (大口以外) に係る軽減税率 (10%) の廃止 ・上場株式等の申告分離課税 (20%) の創設	・上場株式等に係る軽減税率 (10%) の廃止 ・上場株式等の譲渡損失と配当等の間の損益通算の仕組みを導入
平成21年度		・上場株式等の申告分離課税の税率の見直し (平成21~23年まで10%)	・上場株式等の申告分離課税の税率の見直し (平成21~23年まで10%)
平成22年度		・平成24年からNISA導入	・平成24年からNISAを導入

平成23年度		<ul style="list-style-type: none"> ・上場株式等（大口以外）に係る軽減税率（10%）の2年延長 ・NISA導入を2年延長 ・大口株主の要件を3%に引下げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・上場株式等の譲渡所得等に係る10%軽減税率を2年延長 ・NISA導入を2年延長
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・特定公社債等の利子等については、20%の源泉分離課税の対象から除外した上で、申告不要又は申告分離課税の対象とする ・一般公社債等の利子等については、20%源泉分離課税を維持する。ただし、同族会社が発行した社債の利子で、その同族会社の役員等が支払を受けるものは総合課税の対象とする ・特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等の所得間並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得等との損益通算を可能とする ・平成28年1月1日以後、特定公社債等の譲渡損の3年間の繰越控除を可能とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・上場株式等（大口以外）に係る軽減税率（10%）の適用期限の平成25年末での廃止 ・NISAの口座開設期間を10年間とし、非課税期間を最長5年とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・上場株式等に係る軽減税率（10%）の適用期限の平成25年末での廃止 ・NISAの口座開設期間を10年間とし、非課税期間を最長5年とする ・株式等に係る譲渡所得等の分離課税制度を、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度とする
平成27年度		<ul style="list-style-type: none"> ・NISAの年間投資上限額を引上げ(100万円⇒120万円) ・ジュニアNISAを創設(年間投資上限額80万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・NISAの年間投資上限額を引上げ(100万円⇒120万円) ・ジュニアNISAを創設(年間投資上限額80万円)

(財務省HPをもとに筆者作成)

3 金融所得課税の現状と諸問題点

(1) 金融所得課税の現状

2(4)で見てきたとおり、上場株式等の譲渡所得の申告分離課税への一本化を皮切りに、金融所得課税の一体化に向けた改正が順次行われてきており、平成28年1月以降、金融商品間の損益通算については、上場株式等の配当・譲渡所得及び特定公社債等の利子・譲渡所得について可能となっている。しかしながら、デリバティブ取引や預貯金等については、未だ損益通算が認められておらず、前者について「金融所得課税の一

体化に関する研究会」において議論が行われ、令和3年7月7日に論点整理が公表されている。

(2) デリバティブ取引を損益通算の対象とする上での問題点

a 租税回避防止策としての時価評価課税の導入

デリバティブ取引は、「売り」と「買い」を両建てし、損失があるポジションのみ実現損として損益通算することにより、課税の繰り延べが可能であるため、租税回避を防止するための対策が必要と

なる。時価評価課税を導入した場合、実現損だけでなく含み益に対しても課税されることになるため、有効な租税回避防止策になり得ると考えられる。しかし、この場合、キャッシュフローがない中でも納税資金を確保する必要が生じる点が問題点となる。

b 個人投資家の利便性向上等のための特定口座の活用

デリバティブ取引を上場株式等との損益通算の対象とする上で、個人投資家の申告等に要する負担の削減による利便性の提供や、税務当局における行政運営コストは重要な要素である。特定口座においてデリバティブ取引を取り扱うことができるようにすることにより、幅広い個人投資家にとっての利便性の向上が期待される。

ただし、特定口座の活用については、その口座が開設されている金融機関が源泉徴収義務者として、源泉徴収の原資となるキャッシュを確保する必要が生じる等、執行上の問題点がある。

(3) 令和4年度税制改正大綱における金融所得課税への言及

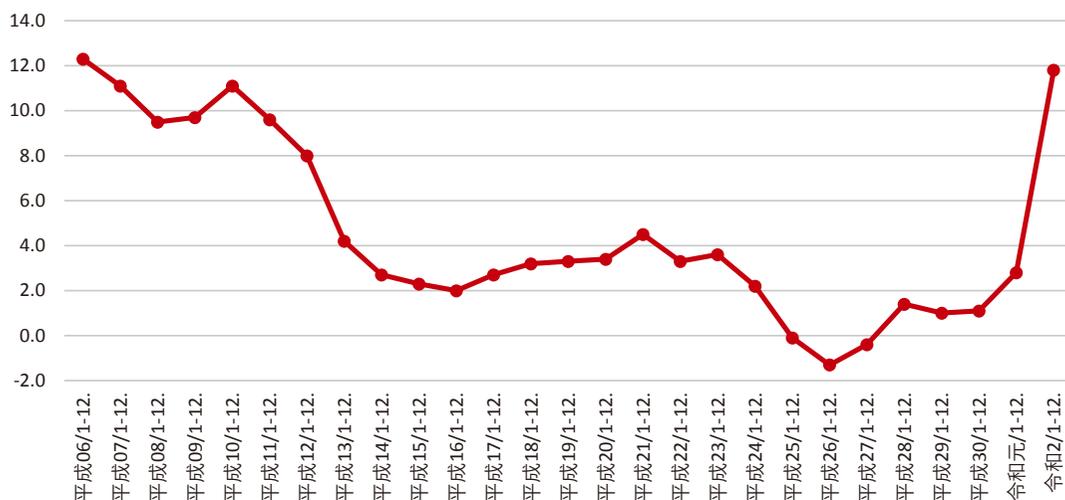
自民党の総裁選を機に注目を浴びた金融所得課税の見直しについて、自民党の令和4年度税制改正大綱では、「高所得者層に

おいて、所得に占める金融所得等の割合が高いことにより、所得税負担率が低下する状況がみられるため、これを是正し、税負担の公平性を確保する観点から、金融所得に対する課税のあり方について検討する必要がある。」と言及されており、垂直的公平性を重視する世論への配慮がうかがえる。

(4) 金融所得課税の一体化の推進と垂直的公平性

金融所得課税の一体化は、少子高齢化の進展を背景として貯蓄率が急激に低下したことを受け、金融資産の効率的活用が重要との認識から政策的要請に基づき推進されてきたという経緯がある。この間の貯蓄率は、コロナ禍の影響が大きい令和2年を除くと、平成15年以降、一時的に4%超まで回復した年があるものの、平成25~27年にはマイナスに転じるなど、更に低下傾向にあり、当時よりも一層厳しい状況にある。銀行預金の金利による財産形成が期待できない足元の金利状況を踏まえると、金融資産保有者による投資を促進させる金融所得課税の一体化の取組は引き続き重要である。ただし、金融所得課税の一体化の取組は金融商品間の税率の統一など水平的公平性の確保には効果があるものの、垂直的公平性の実現には反することとなるという問題点がある。

図表3 家計における貯蓄率の推移（平成6年～）



（出所） 内閣府 家計可処分所得・家計貯蓄率四半期別速報（2021年7～9月期速報値）

4 今後の方向性

(1) 一般投資家による投資促進の流れ

自民党の令和4年度税制改正大綱では、3(3)で取り上げた金融所得課税への言及に続けて「その際、一般投資家が投資しやすい環境を損なわないように十分配慮しつつ、諸外国の制度や市場への影響も踏まえ、総合的な検討を行う」としており、一般投資家による投資促進の流れは今後も引続き変わらないものと考えられる。

イ NISAの利用状況^{*14}

金融庁調査によると、令和3年6月末時点の一般NISAの口座数は約1,237万口座、つみたてNISAの口座数は417万口座であるが、つみたてNISAの口座数は1年間で71%増加している。また、年齢別の利用状況を見ると、一般NISAは60代以上が利用者の53%を占めるのに対し、つみたてNISA

は50代以下が利用者の89%を占めるなど、制度の違いが色濃く反映されている。

なお、日本証券業協会の調査では、証券会社におけるNISA利用者の多くが投資未経験者であるとの結果になっており、NISA制度が一般投資家による投資の入口としての役割を果たし、投資促進に寄与している状況が示されている。

ロ 更なる投資促進に向けた考察

令和2年の家計における貯蓄率の大幅な回復が、つみたてNISA口座の大幅増の要因だとすると、一般投資家による更なる投資促進に向けては、資産形成層に対し、投資可能な資金を増やすための税制上の措置を拡大することが有効だと考えられる。日本証券業協会による令和4年度税制改正要望でNISAの拡充策として挙げられている、企業から支払われる職場積立NISAの奨励金を非課税とする税制措置の他にも、個人

^{*14} 詳細は宮本佐知子「『マクロ経済と家計からの視点』NISAの利用状況」『資産承継2022年2月号』を参照

投資家約1,400万人^{*15}に対し、従業員持株会のある上場会社のうち持株会に加入していない会員が約470万人^{*16}いることを考えると、身近な投資機会である従業員持株会における奨励金や再投資される受取配当金の非課税措置なども効果的な施策ではないかと考えられる。

また、株式等の譲渡所得が原則課税とされた際に、上場時における保有期間を基準に創業者利得に対する課税上の優遇措置がとられたことを参考に、上場前における個人投資家の保有比率が一定水準を超える場合には、創業者と個人投資家双方に上場後の売却時において軽減税率を適用させるといった新たな措置を創設することにより、垂直的公平性の確保を目指すといった施策も考えられる。

(2) 富裕層に対する金融所得課税に関する強化の流れ

コロナ禍による大きな影響を受けた経済

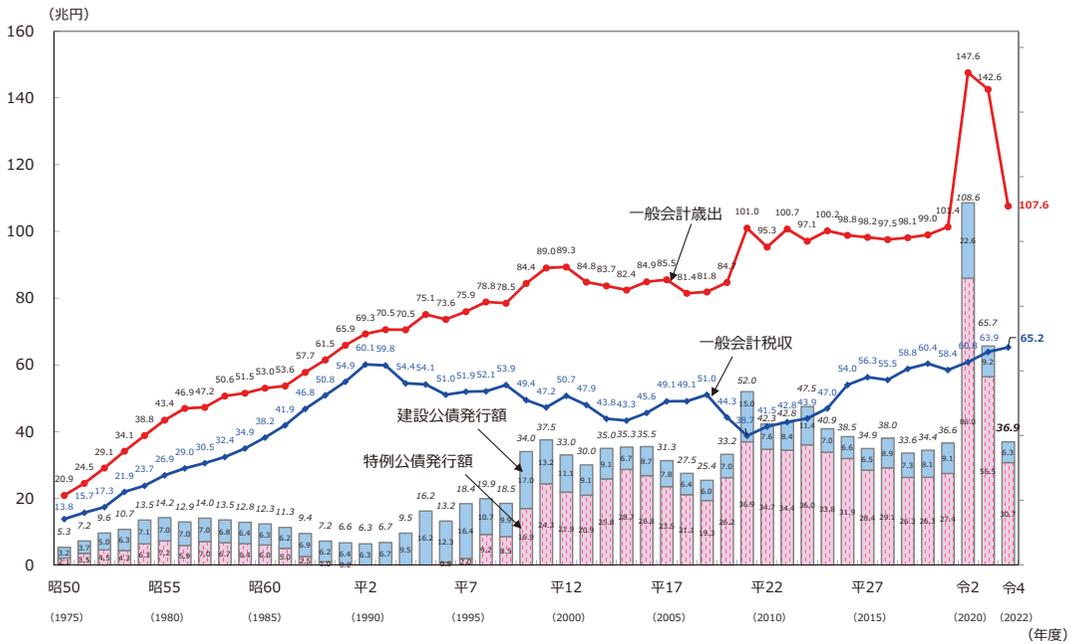
支援のための積極的な財政出動の結果、令和2年度の国債発行額は100兆円を超え、令和3年度末には国債発行残高が1,000兆円を超える見込みであり、財政が大幅に悪化していることから、富裕層に対する課税強化を狙上へのせやすい状況にある。

このような状況下において、コロナ禍で雇用調整助成金の支出により財源が枯渇している雇用保険料について、既に令和4年2月1日に労使で負担する賃金に対する保険料率を0.9%から5割増の1.35%まで段階的に引き上げる雇用保険法などの改正案が閣議決定されており、過去最高となった国民負担率の更なる上昇が見込まれている。このため、給与所得が増えても可処分所得が増えないことへの不満が高まりやすく、原則として社会保険料の負担増を伴わない金融所得課税を見直し、特に富裕層に対する課税強化をすることによって、負担の公平性を担保しにいくべきといった議論がなされやすい状況にあるといえる。

^{*15} 日本証券業協会 令和3年9月15日付「個人株主の動向について」

^{*16} 株式会社東京証券取引所「2019年従業員持株会状況調査結果の概要について」

図表4 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移



(注1) 令和2年度までは決算、令和3年度は補正後予算、令和4年度は政府案による。

(注2) 公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。

(出所) 財務省「令和4年度予算のポイント」

イ 課税強化の方法と課題

富裕層に限定した課税強化の方法としては、上場株式等の配当所得について、発行済株式数の割合等を基準に分離課税の適用を認めず、総合課税を適用することとしているように、保有資産総額や、所得水準等に基準を設け、基準を超える納税者に対して金融所得の分離課税を認めず、総合課税を適用するということが考えられる。

保有資産総額を基準とする場合には、課税当局が納税者の保有資産額を毎年適切に把握できる体制整備が課税の公平性を担保する上で不可欠となる。この場合、個人で直接資産を保有せずに資産管理会社や信託等を通じて間接的に資産を保有する場合に

おける評価の問題や、名義財産に対する実質的所有者の把握などへの対応といった課題が考えられる。シャープ勧告により導入された富裕税も同様の課題を抱え、徴収のための執行負担が大きい割に税収増が期待できないためにわずか3年で廃止されていることなどからも、実施にあたっては慎重な検討を要する。また、所得水準を基準とする場合についても、同様に資産管理会社等の活用により個人所得の抑制を図ることができる富裕層と、そのような対策を取ることができない給与所得者である一般投資家との間での水平的公平性を如何に確保するかという点が課題となる。

□ 過去に実施された富裕層に対する課税強化となる改正と対応策

a 金融所得課税の改正と大口株主による対策の変遷

昭和63年度改正により、株式等の譲渡所得が原則課税とされた際には、申告分離課税と源泉分離課税が選択できたが、平成11年度改正で申告分離課税に一本化されることとなった。上場会社の創業者など、当時多額の含み益を有する株主にとっては、売却代金の5.25%を譲渡所得とみなすことができなくなるため、大幅な課税強化となる改正であった。この改正への対応は、日本証券業協会より、上場株式等の取得価額を明らかにしておく目的で、保有する上場株式等の売却後に直ちに再取得する取引（いわゆるクロス取引）を行う際の売却に対しても源泉分離課税が適用されるとの考え方についての事前照会がなされ、当局が是認したため、改正直前の平成14年に多くのケースでクロス取引が行われることとなった。

軽減税率が廃止された平成25年には取得価額が特定口座内で把握されているケースが多数であり、取得価額の確定ではなく将来の売却に備えた取得価額の引上げを目的としたクロス取引が一部で行われることとなった。ただし、上場時期がみなし取得費の特例による特定口座への組み入れや、クロス取引が可能であった平成13年10月1日以前か否かでクロス取引に伴い生じる税負担が大きく異なるた

め、対応は分かれた。

また、上場株式等の配当に関しては、発行済株式の5%以上を保有する大口株主について、分離課税が適用できず総合課税とされたため、個人で保有する株式の一部を資産管理会社に譲渡し、5%未満とすることで分離課税の適用を目指す取引が創業者の親族等の大口株主によって行われた。このような対応を受け、平成23年度改正で大口株主要件の保有割合が5%から3%に引き下げられたが、当時はまだ軽減税率が適用されていたこともあり、2%相当の株式を追加で資産管理会社に譲渡する動きもみられた。なお、令和4年度税制改正では、大口株主個人及びその個人を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当することとなる法人と合算して発行済株式総数に対する保有割合の判定を行うこととする改正が行われる見込み^{*17}であるが、これらの一連の対応に対する課税強化^{*18}を意図したものである。

この他に大株主による対策が税制改正によって無効化されたものとしては、平成25年度改正において、同族会社が発行する社債について、特定公社債の対象から除外され、当該法人の役員等が受け取る社債利子については総合課税の対象とされたことが挙げられる。同族会社への貸付金による受取利息は雑所得として総合課税の対象であるのに対し、同族会社が発行する少数私債に切り替え、社

^{*17} 所得税法等の一部を改正する法律案11条（令和4年1月25日国会提出）

^{*18} 会計検査院の「令和2年度決算検査報告」において、「持株割合が実質的に大口の個人株主と同等の3%以上となっている特殊関係個人株主と大口の個人株主の間での課税の公平性が保たれていない状況となっている」との指摘がなされていた。

債利子とした場合には分離課税とされており、このような対応を行うケースが増加したことに対する課税強化の対応であった。

b 国外転出時課税制度の創設（平成27年度改正）

改正前においては株式等の譲渡所得については、株式等を売却した者が居住する国において課税されることが原則となっており、このような仕組みを利用して多額の含み益を保有したまま、シンガポールや香港といった株式等譲渡所得が非課税となる国へ国外転出した後に株式を売却することで課税逃れを行うことが可能であったが、平成27年度改正において1億円以上の有価証券等を所有している者については国外転出時に未実現の譲渡所得に対して課税する譲渡所得等の特例が創設されることとなった。また、当該居住者から非居住者に対して贈与、相続又は遺贈により有価証券等が移転した場合にも時価で譲渡したものとみなされることとなり、子供や孫を国外転出させることによる対応策についても封じられることとなった。

5 むすびに

本稿では金融所得課税の沿革について、改正の背景と共に振り返ってきたが、1億円の壁の主要因である株式等の譲渡所得課税については、原則非課税から原則課税化、申告分離課税と源泉分離申告課税の選択制から申告分離課税への一本化、比例税率の見直しといったシンプルな改正しか行われていない。ただ、これらの改正の間には株式市場や景気への影響を最小限に抑えるた

めの各種優遇措置の創設や軽減税率の延長といった改正が多数行われており、シンプルであるが故の見直しの難しさがうかがえる。

国内においてはコロナ禍により少子高齢化や財政悪化といった長期的な問題が深刻化する一方で、景気対策の重要性も大きく、増税議論がしにくい状況にある。更には、国外ではロシアによるウクライナへの軍事侵攻といった世界情勢の不安定化やインフレ対応のための各国中央銀行の金融政策の転換による金融市場の不安定化といった状況が生じつつあることを踏まえると、金融所得課税の改正については、注目を集めた令和3年の秋の時点以上に難しい局面を迎えているのではないだろうか。

なお、1億円の壁の算定根拠とされている国税庁の「申告所得税標本調査」では、株式等の譲渡所得等について、上場株式等と非上場株式のどちらの売却によるものかは明らかにされていないため、金融所得課税の見直しについては、株式市場に与える影響が中心に議論されている。しかし、実際には中小企業庁がガイドラインを整備する等、近年注力している中小企業M&Aによる非上場株式の売却によるものが一定数含まれているものと推測される。非上場株式の譲渡所得に係る税率が引き上げられた場合には、株式譲渡による経営承継ではなく、従業員を解雇した上で、少額の役員報酬を長期間に亘って得ることで手取りを多くしようとするインセンティブを生じさせ、結果として雇用や技術の喪失などを招くことも懸念される。このように金融所得課税の見直しの議論は富裕層に限らず様々な影響を生じさせる可能性があるため、慎重な

検討が行われることが望まれる。この場合、金融所得課税の見直し方法については、前述2で述べた従前の課税方法の是非が参考になるものと考えられる。

以上



磯貝 拓邦
(いそがい・ひろくに)

野村資産承継研究所
主任研究員

- ◆**経歴** 2004年3月東京大学経済学部卒業。2004年4月野村証券に入社。岐阜支店、プライベート・バンキング業務部を経て2015年7月より野村資産承継研究所勤務。
- ◆**現職** 株式会社野村資産承継研究所 主任研究員
早稲田大学大学院会計研究科 非常勤講師



野村資産承継研究所は、野村ホールディングス傘下企業です。

資産・事業承継分野の調査・研究、情報発信とコンサルティングを行っています。

- [仕事内容] 事業承継、相続に関する調査、研究及びコンサルティング業務
- [応募条件] ■ 税理士、公認会計士、弁護士又は、事業承継、相続の実務経験者優遇
■ レポート、論文作成にも取り組める方
- [待遇] 給与：専門性・能力を考慮し、当社規定により決定
※野村証券での採用となり、野村資産承継研究所（東京都千代田区大手町2-2-2）への出向という形態での勤務
- [応募] 詳細は野村資産承継研究所 HP (<https://www.niep.co.jp/recruit>)を確認の上、ご応募ください。

株式会社野村資産承継研究所

〒100-8130 東京都千代田区大手町 2-2-2
TEL:03-3281-2105 <https://www.niep.co.jp/>